

栄救急隊の現場到着遅延について

1 概 要

平成 21 年 1 月 19 日（月）13 時 00 分、港南区の救急指令事案に出場した栄救急隊及び栄救命活動隊が、指令場所を別の場所と思い込み出場したため、現場到着が遅延したものです。

2 原 因

出場の際、救急隊員 4 人全員で指令場所を地図で確認したが、道路を挟んで反対側の場所を指令場所と誤って出場したために、本来の指令場所への現場到着が遅延したものです。

3 再発防止に向けた取組

栄消防署においては、事故翌日に「栄消防署災害出場遅延再発防止対策検討委員会」を設置し、原因究明及び再発防止の徹底を図っています。

また、安全管理局においては、事故 2 日後に「経営・運営責任職（消防署長）会議」を緊急に招集し、すべての消防署に再発防止の徹底を指導しました。

4 救急活動の検証、因果関係の究明等

救急業務の質を保証するため、救急専門医で構成される「横浜市メディカルコントロール協議会」に設置された「救急活動安全管理委員会」を、事故 3 日後に開催し、救急活動の検証、遅延と死亡の因果関係等についての審議を行っているところです。

なお、公正性を担保するため、有識者（弁護士）及び搬送先医療機関の医師にも審議に参加していただいたところであり、後日、同委員会としての報告書をまとめ、公表することとしています。

【開催日時】

- (1) 第 1 回目開催 1 月 22 日（木） 17 時 00 分から
- (2) 第 2 回目開催 2 月 5 日（木） 18 時 30 分から

【参考】救急活動の時間経過

- ・ 13 時 00 分 救急出場指令により、栄救急隊、栄救命活動隊が同時出場
- ・ 13 時 09 分 指令場所とは異なる、思い込みをした別の場所に到着
- ・ 13 時 12 分 通報者に電話連絡するも、通話中
- ・ 13 時 15 分 思い込みをした場所において、住人の応答がないことから、司令センターに問い合わせ中、通りかかった人に確認し、場所を間違えていたことに気づき、本来の指令場所へ移動
- ・ 13 時 17 分 本来の指令場所に到着
- ・ 13 時 19 分 傷病者と接触、傷病者が重篤であったため、心肺蘇生等の救命処置を実施
- ・ 13 時 38 分 医療機関へ搬送開始
- ・ 13 時 39 分 医療機関到着、医師へ引継ぐ
- ・ 13 時 54 分 医師により死亡確認

※資料

「横浜市メディカルコントロール協議会救急活動安全管理委員会設置要綱」

横浜市メディカルコントロール協議会救急活動安全管理委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 横浜市安全管理局における救急活動の安全管理体制の整備・推進を図ることを目的として、横浜市メディカルコントロール協議会に救急活動安全管理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 救急活動における安全管理体制の整備・推進に関すること
- (2) 救急事故への対応と原因分析及び再発防止策に関すること
- (3) その他、安全管理に関すること

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 委員長は横浜市メディカルコントロール協議会長とし、副委員長は委員長が指名する者を充てる。

(委員長の職務及び代理)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員が出席できないときは、代理を出席させることができる。

(作業部会への付託)

第6条 委員会が必要と求めた事項については、横浜市メディカルコントロール協議会作業部会にその調査・検討を付託することができる。

(事故報告)

第7条 救急活動において明らかな医療事故が発生した場合、安全管理局警防部救急課は発生状況等をとりまとめ、委員長に報告するものとする。

(関係職員等の出席)

第8条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その状況又は意見を聞くほか、書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、安全管理局警防部救急課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年6月 20 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21年1月 20 日から施行する。